

# 障害者の就労支援に関する省内検討会議の設置について

平成16年2月18日設置

## 1 趣旨

現在、障害者の多くは企業での就労を望んでいるが、実際には、いわゆる福祉的就労から一般就労へ移行した者は約1%にとどまっている。

また、盲、聾、養護学校高等部卒業者の進路をみると、2割が就職であるのに対し、6割弱が施設・医療機関となっている。

このような状況を改善し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進等の仕組みを構築するに当たり、雇用と福祉の連携を深め、制度横断的な施策の調整を行うため、障害者の就労支援に関する省内検討会議を設置する。

## 2 構成員

構成員は、次のとおりとする。

厚生労働審議官

職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長

職業能力開発局長

職業能力開発局総務課長

能力開発課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局障害保健福祉部長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

障害福祉課長

精神保健福祉課長

参事官（労働政策担当）

その他、必要に応じ、省内の関係課の協力を求める。

## 3 検討項目

(1) 雇用支援策の強化

(2) 働く場の拡大

(3) 福祉的就労から一般就労への移行の促進

## 4 その他

事務局は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発局能力開発課の協力を得て行う。

しょうがいしゃ (じ) のちいきせいかつしえん あ かた かん けんとうかい だい かい ぎじがいよう  
 障害者 (児) の地域生活支援の在り方に関する検討会 (第 14 回) 議事概要

1 日時

へいせい ねん がつ にち もく じ じ  
 平成 16 年 1 月 22 日 (木) 10 時 ~ 12 時

2 場所

こうせいろどうしやう かいせんようだい かいぎしつ  
 厚生労働省 17 階専用第 18 会議室

3 出席者

いいん えぐまざちやう いたやまざちやう だいいり ありとめいいん あんどういいん おおくまいいん おおたいいん おおはまいいん ささがわ  
 (委員) 江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大濱委員、笹川  
 いいん さとういいん たかはしいん たけなかいいん たにぐちいいん なかにしいん はやざきいいん むらかみいいん むろさきいいん  
 委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、  
 もりゆうじいいん  
 森祐司委員

こうせいろどうしやう こじまじやかい えんごきよくちやう しおたしょうがいほけんふくしぶちやう むらまきかくちやう たかはらしょうがいふくし  
 (厚生労働省) 小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉  
 課長

4 議事

(1) 報告事項

しりやう もと へいせい ねんどせいふよさんあん しゃかいほしょうしんぎかいしやうがいしやぶかいおよ かいごせいどかいかくほんぶ  
 資料に基づき、平成 16 年度政府予算案、社会保障審議会障害者部会及び介護制度改革本部に  
 ついて、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

(2) 今後の検討会の進め方について

しりやう もと じむきよく せつめい おこな ご いけんこうかん おこな さぎょうはん せつちどうおお  
 資料に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。作業班の設置等大まか  
 な流れについて、委員の了承を得た。なお、作業班は公開することとなった。

(3) 今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について

しりやう もと じむきよく せつめい おこな ご いけんこうかん おこな じむきよく じかいぐたいてき  
 資料に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。事務局から次回具体的な  
 提案を行うこととなった。

## 5 おも いけん 主な意見

- 厚生労働省の介護制度改革本部が打ち出す見直し案の中で、障害者福祉がどのように位置付けられるかは、障害者福祉の在り方を考える場合、非常に重大な課題。
- 施設関係への予算の配分を減らし、その分を居宅関係へ配分すべき。
- 今後の居宅生活支援サービスにおける事業運営上の工夫は、根本的な制度の見直しになる問題である。具体的に項目を絞って議論すべき。
- 今後の居宅生活支援サービスにおける事業運営上の工夫は、どのような背景から必要と考えているのか、事務局から次回問題提起をしてほしい。
- 支援費制度が税を財源とする以上、支援の必要度に応じたサービス内容の適切な評価、支援の必要度に関する客観性の確保、不合理な地域間格差の是正、効率的なサービス提供といった視点は、納税者の立場からは当然のものではないか。
- 支援費制度の施行に先立っての支給決定は、時間がない中で行われた。この1年の支援費制度の支給決定や利用の状況を検証する必要がある。

## 6 今後の予定

2月下旬に行う予定。また、3つの作業班(全身性障害者等長時間介護を必要とする者に関する支援の在り方作業班、視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班、知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班)を2月から3月にかけて開催する予定。

(以上)